

(別記 10)

## 豆類の安定生産等対策事業

### 第 1 事業の内容

本事業は、畑作物の需要に応じた供給体制の構築に向けて、豆類の安定生産を図るため、次に掲げる取組に必要な経費を補助するものとする。

#### 1 豆類の複数年契約取引

小豆、いんげん及び落花生の安定生産を図るための複数年契約取引の取組。

#### 2 豆類の新品種導入

小豆、いんげん及び落花生の安定生産を図るための需要に応じた収益性・作業性等の向上に資する新品種の導入の取組。

### 第 2 事業実施主体

#### 1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ 特定農業法人及び特定農業団体

カ その他農業者の組織する団体

(2) 地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱第 2 の 2 の（2）に定める地域農業再生協議会又は地域担い手育成総合支援協議会設置要領第 1 の 3 に定める地域担い手育成総合支援協議会をいう。）

(3) 地方公共団体、実需者、農業者等で構成するコンソーシアムであって、以下の（1）から（3）までに定める基準を満たすこと。

ア 地方公共団体、実需者及び農業者（農業生産活動を行う個人又は法人、農業協同組合その他農業者の組織する団体等）を必須の構成員とし、その他研究開発機関等により構成されているものとする。

イ 事業に係る事務手続が適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアム規約が定められていること。

ウ イのコンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手続が実施されるべきこと等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

#### 2 実施要領第 5 の 1 の（4）において定めるチェックシートについては、1 の（1）は別記様式第 10 号－1（農業経営体向け）、その他の場合は別記様式第 10 号－4（民間事業者・自治体等向け）を用いるものとする。

### 第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

#### 1 対象となる作物の範囲

本事業の対象となる作物は、小豆、いんげん及び落花生とする。

#### 2 成果目標

成果目標は、取組ごとに次に掲げる目標を1つ設定することとする。

##### (1) 豆類の複数年契約取引の取組を行う場合

- ・事業対象の豆の複数年契約取引数量が事業対象の豆の全体の取引数量に対して占める割合を2.0ポイント以上増加
- ・事業対象の豆の導入比率を2.0ポイント以上増加
- ・事業対象の豆の10a当たりの収量を直近7中5年間の平均と比較して3.0%以上増加
- ・事業対象の豆の新品種の作付面積が事業対象の豆の全体の作付面積に対して占める割合を4.0ポイント以上増加
- ・事業対象の豆（種子用に限る。）の生産ほ場の集約面積が2.0%以上増加
- ・事業対象の豆（種子用に限る。）の合格率を現状（直近5中3年間）の値と比較して2.0ポイント以上向上
- ・事業対象の豆（種子用に限る。）の生産ほ場の生産面積が2.0%以上増加
- ・事業対象の豆（種子用に限る。）の更新率を現状（直近5中3年間）の値と比較して1.0ポイント以上向上

##### (2) 豆類の新品種導入の取組を行う場合

- ・事業対象の豆の複数年契約取引数量が事業対象の豆の全体の取引数量に対して占める割合を2.0ポイント以上増加
- ・事業対象の豆の導入比率を2.0ポイント以上増加
- ・事業対象の豆の10a当たりの収量を直近7中5年間の平均と比較して3.0%以上増加
- ・事業対象の豆の新品種の作付面積が事業対象の豆の全体の作付面積に対して占める割合を4.0ポイント以上増加
- ・事業対象の豆の10a当たりの労働時間を3.0%以上削減
- ・事業対象の豆（種子用に限る。）の生産ほ場の集約面積が2.0%以上増加
- ・事業対象の豆（種子用に限る。）の合格率を現状（直近5中3年間）の値と比較して2.0ポイント以上向上
- ・事業対象の豆（種子用に限る。）の生産ほ場の生産面積が2.0%以上増加
- ・事業対象の豆（種子用に限る。）の更新率を現状（直近5中3年間）の値と比較して1.0ポイント以上向上

#### 3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

### 第4 補助対象経費、補助率等

#### 1 豆類の複数年契約取引

本取組は、次の基準により補助する。

- (1) 小豆、いんげん及び落花生の安定生産に向けた取組を推進するため、複数年の契約取引を導入し実需者等と結び付いた供給体制を構築する取組を支援する。
- (2) 補助対象となる契約取引は、次に掲げる基準を全て満たすものとする。なお、事業実施計画の提出時に契約の締結に至っていない場合には、契約締結を予定している内容を事業実施計画に記載するとともに、契約締結後、遅滞なく契約書を市町村長を経由して、都道府県知事に提出するものとする。
  - ア は種前に取引契約を締結していること。
  - イ 複数年（2か年以上）の取引契約を締結していること。
  - ウ 契約書において、品目、取引数量及び取引価格が定められていること。（取引価格については、金額が明記されているものに限る。ただし、幅を持たせた価格を設定している場合にあっては、60kg 当たり 4,000 円を超えない範囲内の価格幅となっているものに限る。）
  - エ 受益農業従事者、事業実施主体及び実需者等の三者が契約主体となっていること。（三者契約か否かは問わないものとする。ただし、三者契約ではない場合にあっては、三者間における小豆、いんげん及び落花生の売渡しと買入れに係る相互の関係を契約書上、明らかにするものとする。）
- (3) 補助率は、10a 当たり 4,000 円とする。また、補助対象額は、品目ごとに次の計算式によるものとする。

「補助対象額」

$$= (\text{事業実施年産の補助対象となる契約取引数量} - \text{事業実施前年産の補助対象となる契約取引数量}) \div \text{当該品目に係る地域の平均単収} \times \text{補助率}$$

- (4) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。
  - ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
  - イ 国の他の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

## 2 豆類の新品種導入

本取組は、次の基準により補助する。

- (1) 小豆、いんげん及び落花生の安定生産を図るため、需要に応じた収益性・作業性等の向上に資する新品種の導入の取組を支援する。
- (2) 助成対象となる面積は、事業により新品種の導入を行う年産の取組面積から前年産の取組面積を除いた面積とし、1a に満たない端数が生じた場合には、当該端数を切り捨てた面積とする。
- (3) 補助率は、10a 当たり 7,500 円とする。
- (4) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。
  - ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
  - イ 国の他の補助金等を受けた（又は受ける予定の）経費

- 3 実施要領第6の3に関して、本事業については、複数年契約取引や新品種導入等に向けた調整作業等に時間を要しかつ緊急性が高いことから、本実施要領の施行日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

## 第5 実施基準

- 1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標の達成に向けて、需要に応じた作物生産の取組を継続することとする。